
第 24 回(2019 年)
3 学会合同呼吸療法認定士認定講習会及び認定試験

実 施 要 領
【講習会受講用】

- * この要領は認定講習会受講希望者用です。
 - * 受講免除で受験のみをご希望の方は、この書類ではありません。
- 受講希望の方は諸事項を熟読のうえ、必要書類を揃えて下記受付期間に申請を行ってください。

◆申請書類(ダウンロード書類)◆

- ①認定審査申請書(様式 1)
- ②実務経験証明書(様式 2)
- ③封筒貼り付け用紙(A4 サイズ)

※ダウンロード可能期間 2019 年 3 月 1 日(金)10 時～3 月 29 日(金)17 時
※申請書類は必ず期間内に入手してください。ダウンロード忘れ等には一切対応できません
のでご注意ください。

◆申請について◆

申請書類 受付期間	2019 年 4 月 15 日(月)8 時 ～ 4 月 22 日(月)17 時
注意事項	<ul style="list-style-type: none">* 書類受付は『特定記録郵便』のみです。* 「受取拒否」で返送するもの<ul style="list-style-type: none">・『特定記録郵便』以外で提出された申請書類 例: 普通郵便、配達日指定郵送、事務局への直接持込みなど・受付期間外に郵送した申請書類 例: 4 月 15 日(月)午前 8 時より前 (午前 7:59、午前 00:00 など)・定員超過後に郵送した申請書類* 定員に達した場合は、受付期間内でも申込み受付を終了いたします。* 申込みは、4 月 15 日 8 時以降に郵便窓口へ申請書類を持参し『特定記録郵便』で差し出した時間が早い順から受け付けします。差し出し予定の郵便窓口の営業時間、および『特定記録郵便』の取扱いをしているかを、必ず事前に確認しておいてください。* 差し出し時の控えは郵便局への問合せに必要となります。必ず保管しておいてください。

【問合せ先】

3 学会合同呼吸療法認定士認定委員会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MKビル 2F (公財)医療機器センター内
http://www.jaame.or.jp/koushuu/kokyu/k_index.html
Email kokyu-m@jaame.or.jp TEL 03-3813-8595 FAX 03-3813-8733
※電話受付 10 時～12 時および 1 時～5 時(土日祝日を除く)



3 学会合同呼吸療法認定士認定制度の趣旨

3 学会合同呼吸療法認定士認定委員会

特定非営利活動法人 日本胸部外科学会

一般社団法人 日本呼吸器学会

公益社団法人 日本麻酔科学会

近年、患者の高齢化が進むと共に、めざましい医学の進歩は高度医療の適応をますます広げており、その結果として重症患者管理の必要性和頻度もとみに増加してきています。

このため、重症患者管理の大きな柱のひとつである呼吸療法の重要性もまた、ひとしく認識されています。

すなわち、吸入療法、酸素療法、呼吸理学療法及び人工呼吸などの呼吸療法は、今や日常の重要な治療手段のひとつとして広く普及が望まれています。

このような背景があるにもかかわらず、各医療施設の共通の悩みとして、これら呼吸療法の実際に精通した医療要員の不足があげられ、このことが呼吸療法普及の大きな障害となっています。

3 学会合同呼吸療法認定士認定委員会が創設した「3 学会合同呼吸療法認定士」認定制度は、臨床工学技士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士の中で、それぞれの職種において呼吸療法を習熟し、呼吸管理を行う医療チームの構成要員を養成し、かつそのレベルの向上を図ることなどを目的としています。

呼吸療法という範囲の広い診療領域を学んでいただく上で、2 日間の講習会が十分であるとは考えていません。

しかし、毎日忙しい業務についておられる方々に長期間の講習会や実習を義務づけることは困難であることに加えて、呼吸療法は一生の勉強であり、むしろ認定士になることで呼吸療法に関心を持ち、理解し引き続き長く勉強していただくことが大事だと考えています。

呼吸療法チームにおける一員としてその能力を発揮するためには、呼吸療法の目的、理論、治療の実際などについて高度な専門知識が必要であります。

認定後は5年毎に認定の更新を行うことになっています。また、認定を更新するための最低限の条件(学会・講習会等の出席、論文発表など)も付与されており、生涯教育の促進を図るものです。

「3 学会合同呼吸療法認定士」認定制度の創設が呼吸療法の普及と向上に貢献し、多くの患者の方々がその恩恵を受けられることを、当委員会は切に願うものであります。

「3 学会合同呼吸療法認定士」の業務の範囲

業務の中心は、呼吸療法の実施及びその遂行に用いる機器の管理などを業務の範囲と考えています。「3 学会合同呼吸療法認定士」の称号は、あくまでも学会の認定にとどまるもので、国家の認める資格で為し得る業務の拡大や業務独占・名称独占などにかかわるものではありません。すなわち、それぞれ個人の所有する資格により規定されている業務の範囲を、呼吸療法認定士の名によって逸脱するものではありません。

◆第 24 回 3 学会合同呼吸療法認定士認定講習会及び認定試験について◆

3 学会（特定非営利活動法人 日本胸部外科学会、一般社団法人 日本呼吸器学会、公益社団法人 日本麻酔科学会）合同呼吸療法認定士認定委員会（以後、「認定委員会」と略す）は学会認定制度による 3 学会合同呼吸療法認定士の認定を行うため、第 24 回認定講習会及び認定試験を下記のとおり実施します。

希望者各位には要領に従って本認定制度の趣旨を正しく理解された上で、受講・受験の申請をされるようお願いいたします。

なお、本講習会は新たに「3 学会合同呼吸療法認定士」として認定を受けようとする方のためのものです。すでに認定士となられた方の更新のための諸基準を満たす講習会ではありませんのでご注意ください。

◆「3 学会合同呼吸療法認定士」の資格取得◆

認定委員会が受講・受験の資格を有すると判定した者のうち、同委員会が実施する認定講習会の課程を履修した後、同委員会が施行する認定試験において一定の合格基準に達した者に与えられる学会認定資格です。

また、「3 学会合同呼吸療法認定士」の資格は 5 年毎に更新が必要です。

◆認定講習会◆

2 日間 12 科目の講習会です。

認定試験の受験を希望する方は、必ずこの講習会の受講が必要となります。

※第 24 回認定講習会の受講免除対象者については 5 ページを参照してください。

1. 受講資格 次の 1)、2)ともに満たすこと

1) 次のいずれかの免許および実務経験年数を有する者。

- a) 臨床工学技士 経験 2 年以上
- b) 看護師 経験 2 年以上
- c) 准看護師 経験 3 年以上
- d) 理学療法士 経験 2 年以上
- e) 作業療法士 経験 2 年以上

《注意事項》

ア. 各経験年数は、当該資格を取得した日(免許登録日)から申請書類提出日までとします。

イ. 経験年数としての勤務は常勤とし、アルバイト等の期間は認められません。

詳しくは、よくある質問を参照してください。

ウ. 対象者のうち罰金以上の刑に処せられた者、業務に関して犯罪又は不正の行為があった者、心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省で定める者、麻薬、大麻もしくはあへんの中毒者は受講できません。

2) 申請書類提出日から過去 5 年以内に、認定委員会が認める学会や講習会などに出席し、12.5 点以上の点数を取得している者。

注：認定委員会が認める学会や講習会はホームページで確認してください。

2. 認定講習会の日程、定員及び会場

下表のとおり A 班～D 班の 4 つの受講班で開催いたします。講義内容は各班同じです。

日程(2019年)		定員	会場
A 班	8月24日(土)～8月25日(日)	4,500名	ベルサール新宿グランド 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-17-1 最寄り駅： 「西新宿駅」1番出口徒歩3分(丸ノ内線) 「都庁前駅」E4出口徒歩7分(大江戸線) 「新宿西口駅」D4出口徒歩11分(大江戸線) 「新宿駅」西口 A18出口徒歩9分(JR線・丸ノ内線・小田急線・京王線・新宿線・大江戸線)
B 班	8月26日(月)～8月27日(火)		
C 班	8月28日(水)～8月29日(木)		
D 班	8月30日(金)～8月31日(土)		

※会場への直接の問合せはご遠慮ください。

※審査結果通知送付時に会場案内をお知らせします。

【受講希望班と、その決定方法について】

①認定審査申請書、および④封筒貼り付け用紙に、受講班の希望順位を A B C D 全て記入してください。書類審査の通過順に、希望順位を考慮して決定いたします。予めご了承ください。

3. 講習会の講義内容

講義科目	時間(分)	講義科目	時間(分)
1 血液ガスの解釈	80	7 気道確保と人工呼吸	80
2 呼吸機能とその検査法	60	8 NPPVとその管理法	60
3 呼吸不全の病態と管理	80	9 開胸・開腹手術後の肺合併症	70
4 呼吸リハビリテーション	80	10 新生児・小児の呼吸管理	75
5 酸素療法	70	11 人工呼吸中のモニター	60
6 人工呼吸器の基本構造と保守 および医療ガス	80	12 呼吸不全における全身管理	60

※講義はテキストとスライドを使用して行います。なお、**講習会2日間の全課程を受講しないと受験資格は得られません**。また、班をまたいでの分割受講や、特定の方と受講班を同じにするといたった要望は認められません。

※講習会プログラムは受講票送付時に同封します。

※講義順は講師の都合により前後することがあります。

参考) 講習会時間予定 1日目：9時～18時半 2日目：9時～18時

※班によって多少時間が前後します。

4. 講習会テキスト

送付予定 8月中旬 受講票同封

※講習会で使用するテキストは毎年改訂しています。

販売はしておりません。

◆認定試験◆

1. 受験資格 次の 1) または 2) を満たすこと

- 1) 第 24 回認定講習会を受講した者
- 2) 講習会受講免除対象者

第 22 回(2017 年度) 及び第 23 回(2018 年度) の認定講習会を受講済みの者

※受講した年度を含めて 3 年間は認定試験の受験資格が与えられます。

受講免除対象者で受験のみを希望される方の申込みは 5 月 8 日(水)からです。

この要領は受講免除者用ではありませんのでご注意ください。

2. 日程・会場

日 程：2019 年 11 月中旬～下旬の日曜日

集合時間 10:00 / 終了時間 16:00 (予定)

会 場：東京都内 *日程、会場は 7 月上旬に決定する予定です。

3. その他

試験問題数：140 問(午前 70 問、午後 70 問)

試験実施方法：マークシート方式

試験範囲：講習会での講義内容、テキストの内容を含め、呼吸療法に関する業務全般。

※試験問題は非公表ですので過去の問題集はありません。

◆受講・受験申込み方法◆

【注意】『特定記録郵便』以外での申請は受けません。

- 1) 申込み方法は、居住地による不公平をなくするため『特定記録郵便』に限ります。『特定記録郵便』には固有の引受番号が記録され、郵便局での差し出し日時が明らかになります。書類の受付は、受付開始日 8 時以降に差し出した時間が早い順となります。

その他の方法(『特定記録郵便』以外の郵便、普通郵便、配達日指定郵送、事務局への直接持込みなど)での申請は受けません。

申込みが定員に達した場合は、「受取拒否」として申請書類をそのまま返却いたします。

- 2) 『特定記録郵便』差し出しの際は、必ずその場で ID 番号(バーコード)をコンピュータ(POS)登録してもらってください。郵便局によっては、窓口での受付の後にまとめて登録することがあり、差し出し時間が実際より遅く登録されてしまう場合がありますので、ご注意ください。
また、差し出し時の控えは郵便局への問合せに必要となります。必ず保管しておいてください。
- 3) 差し出し予定の郵便窓口の営業時間、および『特定記録郵便』の取扱いをしているかを、必ず事前に確認しておいてください。

※詳しくはホームページの『特定記録郵便』で確認してください。

◆審査結果通知(受講班決定通知および受講申込要領含む)◆

送付予定 5 月下旬～6 月上旬(現住所宛に送付します。)

6 月中旬になっても、審査結果通知等が届かない場合は事務局に必ずお問合せください。

住所を変更した場合は、速やかに事務局宛に Email・FAX 等記録の残る手段で連絡してください。

郵便局に転居届けを出していても、事務局に変更の連絡がないと各種通知が届かないことがありますのでご注意ください。

◆受講料・受験料・認定登録料◆

- 1) 認定講習会 受講料 20,000 円 (テキスト代含)
 - 2) 認定試験 受験料 10,000 円
 - 3) 認定試験合格の後、認定証の交付を受ける者 認定登録料 3,000 円
- *納入時期は順次お知らせします。

◆申請に必要な書類◆

申請に必要な提出書類は申請者(申請区分)によって異なります。
 下表を参照して該当する申請区分の書類を揃えて申請してください。

申請区分

- ・「a」 初めて申請する場合
- ・「b」 過去に申請して受理されたが、その後の手続きをしていない場合
 (受講申込み手続後、講習会を欠席した場合を含む。)
- ・「c」 過去に講習会を受講した(第1回～第23回)が、再度受講を希望する場合

【提出書類チェック表】

「●」が必要書類となります。④申請書類提出用封筒貼り付け用紙に必要事項を記入して角形2号封筒(A4サイズの書類が折らずに入る大きさ)に貼り付け、必要書類を入れ『特定記録郵便』で送付してください。なお、一つの封筒に複数名分を同封されても、受け付けできません。封筒1通につき、1名分の申請書類を入れてください。

提出する書類		◇申請区分◇		
		a	b	c
ダウンロード書類	① 認定審査申請書(様式1)	●	●	●
	② 実務経験証明書(様式2)	●		
	③ 封筒貼り付け用紙(A4サイズ)	●	●	●
用意する書類	④ 医療資格を証する免許証のコピー(A4サイズ)	●		
	⑤ 12.5点以上の取得を証する受講証・修了証等のコピー(A4サイズ)	●	●	●
	⑥ 顔写真付き本人確認書類のコピー(A4サイズ) 運転免許証・パスポート・社員証または学生証・写真付き住民基本台帳カード・マイナンバーカードのいずれかのコピー ※有効期限付の場合は有効期限内であること。 ※提出が出来ない方は受け付け出来ません。	●	●	●
	⑦ 審査結果通知書・受講票・受験票・写真票・試験結果通知書のいずれかのコピー(A4サイズ)		●	●

《注意事項》

1. 過去の申請書類による申込みは受けません。
2. 実務経験年数が一つの施設で満たない場合は、実務経験証明書用紙をコピーし、施設ごとに証明をとってください。
3. ④医療資格を証する免許証は A4 サイズの用紙にコピーします。
4. ⑤12.5 点以上の証明書類は A4 サイズの用紙にコピーします。申請者氏名、主催者名、学会/講習会名称、開催日時等が明記されているかご確認ください。

なお、点数付与のある学会/講習会には No. が振られています。

QRcode または URL http://www.jaame.or.jp/koushuu/kokyu/k_index.html#semi の「認定委員会の認めた学会及び講習会」にある No. を大きく記入してください。



講習会・セミナー等の No.			
※委員会が認めた講習会・セミナー等の No.			
【出席記録】			
1. 開催予定の講習会	12.5 点		
2. 開催済みの講習会	25 点		
3. 受講として修得した講習会	30 点		
※この表は、申請者本人が記入するものではありません。申請者本人が記入した場合は、申請が認められません。申請者本人が記入した場合は、申請が認められません。			
氏名			
所属学会名	所属年数	所属学会の種別	講習会 No.
日本呼吸器学会	25 年	呼吸器科	64

学会（总会または地方会）の No.	
II. 委員会が認める学会（总会または地方会）への出席、発表、講演	
学会名	連絡先 TEL/FAX 及び URL
日本胸外科学会 (No. 2001)	TEL : 03-3812-4253 FAX : 03-3816-4560 http://www.jpots.org/
日本呼吸器学会 (No. 2107)	TEL : 03-5805-3553 FAX : 03-5805-3554

受講証明書	
氏名	
参加者番号	15-0000
あなたは、この講習会に参加されたことを証明します。	
平成 31 年 3 月 1 日 - 31 日	
会場：東京府立総合医療センター 研修センター 研修室 201	
認定委員会 委員長 〇〇〇	

5. ⑥顔写真付き本人確認書類は A4 サイズの用紙にコピーしてください。
※有効期限付のものについては有効期限内であることを確認してください。
6. ⑦の書類を紛失した場合は、その詳細（年度、回数、受講・受験等の状況）をわかる範囲で明記したメモを必ず同封してください。
7. 申請区分「b」、「c」で過去の書類と 氏名が違う場合は戸籍抄本原本を同封してください。

◆申請書類作成上の留意点◆

書類の記入は黒または青のボールペン等（消せるボールペンは不可）を用いて、正しく丁寧に記入してください。書き損じた箇所は二重線を引いて書き直し訂正印を押してください（修正インク等での訂正は認められません）。なお、申請書類は返却しませんので予めご了承ください。

【ダウンロード書類】

①認定審査申請書（様式 1） 記入例で確認してください。

〔整理番号〕 この欄は記入しないこと。

〔申請日〕

申請書類のダウンロード開始日（平成 31 年 3 月 1 日）以降とする。

②実務経験証明書を提出する場合は、その証明日と同日かそれ以降の日とすること。

〔申請者氏名・印鑑〕

氏名は医療資格免許証に記載されている字体を使用し、印鑑は シヤチハタを使用しないこと。

〔フリガナ〕〔氏名〕

氏と名に分け、フリガナは濁点も 1 文字とし、正しく記入すること。

[現住所]

現住所は各種通知の送付先となるので、〇〇様方、建物名 〇〇マンション 〇〇号室まで必ず記入すること。現住所が変更になった場合は、速やかに Email・FAX 等で連絡すること。

[ヨミ(カナ)]及び[Email]

事務局から重要なお知らせを Email で連絡します。ヨミ(カナ)には、紛らわしい文字のヨミを分かり易く記入すること。

* 記入例

ヨミ(カナ)	オー ゼロ アンダーバー 数字のイチ エル ハイフン キュー 数字の9 ジー ドット ジェイ アイ @
Email	o0_1l-q9g.ji@jaame.or.jp

[最終学歴] 1 つに○印を付すこと。最終学歴は資格を取得した学校とする。

[資格(免許)]

今回の受講・受験資格とする資格 1 つに○印を付すこと。
(その資格での実務経験が必要です)。

[12.5 点以上取得状況]

点数取得した学会または講習会等の No.、名称、および出席の年、月を記入すること。

[主要職歴] ※申請区分「a」のみ

②実務経験証明書を交付した施設にを付すこと。3ヶ所以上ある場合は、直近の職歴を記入すること。カッコ内は勤務期間。

[過去の状況] ※申請区分「b」「c」のみ

過去の講習会または試験の状況を記入すること。

これにより、②実務経験証明書の提出は不要となります(【提出書類チェック表】6 ページ参照)。

⑦「審査結果通知書・受講票・受験票・写真票・試験結果通知書」を紛失している場合は、その詳細(年度、回数、受講・受験等の状況)をわかる範囲で明記したメモを必ず同封すること。

[実務経験通算年数]

免許登録日から、現在(申請書類作成日)までの実務経験の通算年数を記入すること。
ただし、休職期間は差し引く。

[現在の勤務先]

施設名称は医療法人〇〇会など正式名称を記入し、所属欄は〇〇科、〇〇病棟等も記載すること。なお、現在無職または休職中の場合は施設名称欄にその旨記入すること。
(例：無職、現在休職中)

[主たる業務]

現在行っている業務で主たるもの 1 つに○を付すこと。

[受講希望班]

第1から第4希望まで、希望受講班の順位を A B C D で全て記入し空欄にしないこと。

②実務経験証明書(様式2)※申請区分「a」のみ。「b」、「c」は提出不要です。

記入例で確認してください。

※受講資格の実務経験年数を満たしていることを証明する書類です。(現在、勤務していることを証明するものではありません。)

【注意事項】

- ・一つの施設で実務経験年数が満たない場合は、施設ごとに証明書を発行してもらうこと。
- ・実務経験としての勤務は常勤とし、アルバイト等の期間は認められません。ただし、雇用形態が非常勤職員であっても、正職員と同じ勤務形態の場合は経験年数に算入できます。
- ・医療機器メーカー等での勤務は実務経験として認められません。
- ・申請者氏名、現住所、生年月日は申請者本人が記入してよい。それ以外は証明者に記入してもらうこと。
- ・証明者の、施設、病院等の名称、所在地、証明者(施設、病院長等)の役職、氏名はゴム判でも可とする。
- ・クリニック等で公印のない施設は、余白に院長私印が公印である旨を記載すること。
- ・設置母体の理事長と病院長が同一の場合は理事長印で可。ただし、病院ごとに証明書の提出が必要。理事長の証明であっても必ず病院名を入れること。
- ・証明期間内に休職期間がある場合は、その旨を余白に記入して経験年数から差し引くこと。
- ・書き損じた場合は、証明者の訂正印が必要となるので十分注意すること。
- ・本証明書以外(施設が作成した在職証明書等)での実務経験の証明は認められません。

[職種]

証明する職種1つに☑を付すこと。免許登録日、登録番号を記入すること。

[実務経験期間]

該当職種における経験年数を満たしていること。

※**実務経験期間の開始日とは**

- | | | |
|--------------|---|-----------------------------|
| 免許登録後に入職した場合 | → | <u>入職日からが実務経験期間となります。</u> |
| 入職後に免許登録した場合 | → | <u>免許登録日からが実務経験期間となります。</u> |

※**証明書交付について**

- ・現在の勤務先で交付してもらう場合
実務経験期間の開始日から証明日(書類作成日)までとする。
- ・既に退職している医療施設で交付してもらう場合
実務経験期間の開始日から退職日までとする。
- ・実務経験年数が一つの施設で満たない場合
未記入の証明書をコピーし、施設ごとに証明書を作成し、合算する。

[主な従事業務]

実務経験を取得した期間に従事していた業務について記入すること。

(例：集中治療部にて看護業務)

その他

証明日は「実務経験期間」の最終日とし、申請書の申請日以前か同日とすること。

ただし、既に退職している医療施設の証明書の場合は記入日とすること。

過去に申請したが受理されていない場合は、今回新たに証明してもらうこと。

③封筒貼り付け用紙（A4 サイズ）

書類は角形 2 号封筒（A4 サイズが折らずに入る大きさ）に入れ、この用紙に必要事項を記入の上、封筒に貼り付けて郵送してください。

※『特定記録郵便』で送付すること（『特定記録郵便』以外は受取拒否で返送します）。

※封筒には1名分の申請書類を入れてください（複数名分を入れた場合は受け付けません）。

- ・ 氏名、フリガナ及び現住所、連絡先を記入し、該当する申請区分「a」～「c」に○を付けること。
- ・ 申請区分「b」は第何回に申請したのかを記入すること（不明の場合は空欄で可）。
- ・ 申請区分「c」は過去第何回を受講したのかを記入すること。
- ・ 受講希望班の順位を A B C D で記入すること。空欄にせず全て記載すること。

〔記入例〕

希望順位： 第 1 希望 B 班、 第 2 希望 C 班、 第 3 希望 A 班 、 第 4 希望 D 班 の場合

第 1	第 2	第 3	第 4
B	C	A	D

【用意する書類】

④医療資格を証する免許証のコピー

※A4 サイズの用紙にコピーして添付すること。氏名等の書換えをしている場合は、その記載箇所（免許証裏面等）もコピーし添付すること。

※氏名等を変更しているがまだ免許証の書換えをしていない場合は、その変更事項がわかる戸籍抄本原本を同封すること。また、現在書換え中で手元に免許証がない場合（紛失含）はその書換交付申請書、もしくは再交付申請書のコピーを同封し、再交付後は速やかに免許証のコピーを送付すること。

ただし、書換交付申請書、もしくは再交付申請書には免許取得日、免許登録番号の記載があることを確認してください。

⑤12.5 点以上の取得を証する受講証・修了証等のコピー

※A4 サイズの用紙にコピーし、申請者氏名、主催者名、学会／講習会名称、開催日時等が明記されているかを確認すること。申請書類提出日から過去 5 年以内に限る。

※ホームページ掲載のリストで確認して該当 No.を記入すること（7 ページ参照）。

⑥顔写真付き本人確認書類のコピー

※運転免許証・パスポート・社員証または学生証・写真付き住民基本台帳カード・マイナンバーカードのいずれかを A4 サイズの用紙にコピーし、添付すること。

⑦審査結果通知書・受講票・受験票・写真票・試験結果通知書のいずれかのコピー

※該当する書類を紛失している場合は、その詳細（年度、回数、受講・受験等の状況）をわかる範囲で明記したメモを必ず同封すること。

◆顔写真付き本人確認書類のコピーを提出する際の注意事項◆

顔写真付き本人確認書類(運転免許証、パスポート、社員証または学生証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード)は、ご本人を確認する大切な書類となります。

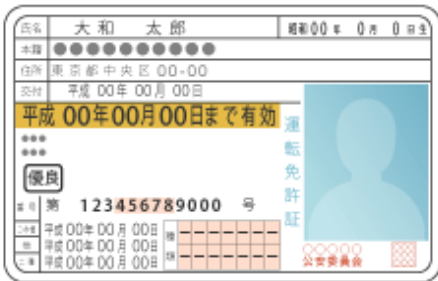
コピーをとる際は、A4サイズの用紙に本人確認ができるよう鮮明にコピーしてください。写真が鮮明であれば拡大する必要はありません。顔や有効期限が不鮮明で証明書に適さないと判断された場合は受付出来ません。

また、有効期限のある本人確認書類については必ず有効期限内のものでご提出ください。顔写真付きの本人確認書類の提出が出来ない方はお申込み出来ません。

本人確認書類の例

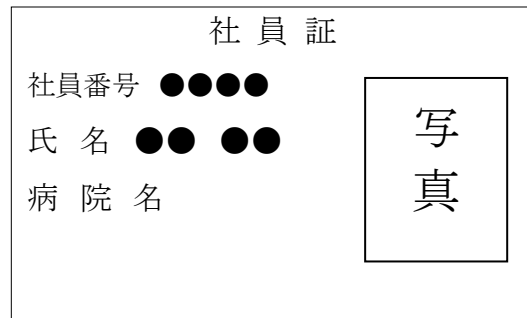
1. 運転免許証

有効期限内のものに限ります。



3. 社員証または学生証

勤務先、学校が発行する写真付き証明書で、現在のものに限り。※過去のは認められません。



2. パスポート

有効期限内のものに限ります。



4. 写真付き住民基本台帳カード

住民基本台帳カードは写真付きで、有効期限内のものに限ります。



5. マイナンバーカード

表面のみをコピーしてください。

裏面にはマイナンバーが記載されていますので不要です。



◆講習会・試験及び認定までのスケジュール◆

「受講・受験」希望者

実施要領（申請書類）のダウンロード可能期間

3月 1日(金)10時から
3月 29日(金)17時



申請書類の受付期間

※受付開始日時前の差し出しは受取拒否で返送します。
※特定記録郵便以外で届いた申請書類は受取拒否で返送します。
※定員になり次第、締切ります。

4月 15日(月) 8時から
4月 22日(月)17時



(申請書類審査期間)

審査結果通知送付

受講班決定通知、受講申込み要領含む
—受講手続き受付開始—

5月下旬～6月上旬



受講申込み手続き締切

6月中旬
(受講申込み要領に明示)



受講票/講習会テキスト送付

8月中旬



第24回認定講習会

※受験申込要領は会場配布

8月 24日(土)
～ 8月 31日(土)



受験申込み手続き締切

9月中旬



受験票の送付

11月上旬



第24回認定試験

11月中旬～下旬の日曜日



試験結果の通知

12月下旬



認定登録手続き

2020年1月末締切

3学会合同呼吸療法認定士として認定

認定証の交付

3月上旬

◆個人情報の取り扱いについて◆

本講習会(試験)に申し込みいただいた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、本講習会(試験)に関係する業務の範囲以外には使用しません。

◆注意事項◆

次の事項に該当する行為を行った場合には、これを不正とみなし、受講・受験の資格を与えません。また、受講・受験後に不正が発覚した場合には、これを無効とします。

- ① 受講・受験申込時に提出された申込書に虚偽の記載があった場合
- ② 受講・受験会場において、替え玉受講・受験等の不正行為が行われた場合